

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により平成14年4月26日付けで届け出られた大規模小売店舗の変更の届出について、法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成14年9月24日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ洛南ショッピングセンター
京都市南区吉祥院御池町31番地

2 意見の概要

- ・ 営業時間変更に伴い、近隣、周辺住宅に対する騒音、照明問題、夜間の駐車場の入出庫時の騒音問題が予測され、それらへの対策、また、交通整理及び交通整理員の配慮等を希望する。
- ・ 営業時間延長に伴う青少年の健全育成阻害や非行行為、暴走族の徘徊等が懸念され、対策を要望する。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成14年9月24日（火）から平成14年10月24日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項（具体的には、法第4条の規定により通商産業大臣が定めた指針）に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）